

長期優良住宅認定に係る手数料一覧表

■認定申請手数料【第5条第1項～第7項】

建築物全体の戸数		基準額	
		新築	増築、改築及び 建築行為なし（既存）
戸建住宅		13,100 円	18,400 円
共同住宅等	(1) 2～5 戸	24,800 円	34,600 円
	(2) 6～10 戸	37,500 円	53,700 円
	(3) 11～25 戸	59,100 円	86,100 円
	(4) 26～50 戸	91,700 円	134,900 円
	(5) 51～100 戸	137,200 円	203,200 円
	(6) 101～200 戸	229,500 円	341,700 円
	(7) 201～300 戸	289,300 円	431,300 円
	(8) 300 戸～	327,800 円	489,000 円

共同住宅等（法第5条第4項又は第5項による申請は除く。）は、上表の建築物全体の戸数に応じた基準額を同時申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

計算例 30戸建ての共同住宅にあって、全住戸(30戸)の申請を行う場合
 1戸当たり 91,700円 ÷ 30戸 = 3,056円/戸 → 3,000円/戸
 1棟当たり 3,000円/戸 × 30戸 = 90,000円 → 90,000円/棟

※新築時に長期優良住宅の認定を受けている住宅の増築・改築の場合は変更認定申請（新築）となります。

■変更認定申請手数料（建築、維持保全等の変更）【第8条第1項】

建築物全体の戸数		基準額	
		新築	増築、改築及び 建築行為なし（既存）
戸建住宅		6,500 円	9,200 円
共同住宅等	(1) 2～5 戸	12,400 円	17,300 円
	(2) 6～10 戸	18,700 円	26,800 円
	(3) 11～25 戸	29,500 円	43,000 円
	(4) 26～50 戸	45,800 円	67,400 円
	(5) 51～100 戸	68,600 円	101,600 円
	(6) 101～200 戸	114,700 円	170,800 円
	(7) 201～300 戸	144,600 円	215,600 円
	(8) 300 戸～	163,900 円	244,500 円

共同住宅等は認定申請手数料と同様の計算方法により算出する。

■変更認定申請手数料（譲受人決定）【第9条第1項又は第3項】

分譲事業者が譲受人を決定した場合	2,400 円
------------------	---------

■承認申請手数料（地位の承継）【第10条】

相続・売買等により認定計画実施者の地位を引き継ぐ場合	2,400 円
----------------------------	---------